

## 令和8年度第G-1号 (仮称) 新設特別支援学校設計業務委託にかかる質問と回答 (その2)

令和8年5月19日

番号	質 問	回 答
1	【公告 P2】 選定委員の6名は、全て県職員の構成でしょうか。	選定委員は外部委員と本県職員で組織しています。
2	【説明書 P1】 委託する設計業務の(カ)に性能評価、大臣認定の記載がありますが、発注者が想定している具体的な項目をご教示ください。	プロポーザル手続きの中で提案いただく内容によっては、性能評価や大臣認定の取得が必要なケースがあることを想定しています。
3	【説明書P1】 委託する設計業務の(ク)に都市計画法に基づく証明等の関係諸官庁への申請図書の作成および手続きの記載がありますが、発注者が想定する具体的な手続き名称をご教示ください。	委託特記仕様書P2 1.設計業務の内容および範囲 (2)追加業務の内容および範囲に示す手続きを想定しています。
4	【説明書P1】 業務条件の(イ)に予定工事費は別途お伝えするとありますが、プロポーザルの質疑回答としてご教示いただけますでしょうか。可能であれば、建物別の建設費、外構整備等の内訳をご教示ください。	予定工事費については、第一次審査の通過者に示す予定です。
5	【様式集】 様式5、7-①、7-②、7-③について、書式枠の余白は、左側に20mm程度の綴じ代を確保した上で、上下及び右の余白寸法は、提出者が適宜設定してよろしいでしょうか。	可とします。
6	【特記仕様書 P6】 (7) 貸与品等に既存建築物設計図一式、既存工作物設計図書一式がありますが、本業務に既存建築物・工作物のとりこわし設計・積算は含まれるでしょうか。	貸与品に既存建築物設計図一式、既存工作物設計図書一式はありません。また、本業務に既存建築物・工作物のとりこわし設計・積算は含まれません。(新築計画に伴う擁壁等の工作物の一部撤去等を除く。)
7	【特記仕様書 P13】 実施設計の成果物等の(h)その他に、仮設検討図とあります。これは、工事計画に伴う仮設計画図と考えてよろしいでしょうか。	貴見の通り。

8	<p>技術提案の作成に当たり、以下の資料をご提供ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地のCADデータ（開発事前審査書類にある測量図）</li> <li>既存のボーリング柱状図</li> <li>既存建築物及び工作物の設計図書</li> <li>スクールバスの寸法（幅、長さ、奥行き）</li> <li>運動場のトラック及び直走路の必要長さ</li> <li>ホームルーム教室の内、知的障害部門と肢体不自由部門の教室数（小学部、中学部、高等部の別）</li> <li>知的障害部門と肢体不自由部門の各学部について、1学年当たりの学級数</li> </ul>	<p>以下のとおり回答します。</p> <p>①敷地のCADデータ、既存のボーリング柱状図  プロポーザルの手続きの段階では資料提供は行いません。</p> <p>②既存建築物及び工作物の設計図書  既存建築物及び工作物の設計図書は、委託でも貸与予定はありません。（既存建築物も工作物も無い敷地のため）</p> <p>③スクールバスの寸法（幅、長さ、奥行き）  各学校で運行しているスクールバスの大型バスを想定しており、幅2.5m、車長11m、車高3.2m程度とします。</p> <p>④運動場のトラック及び直走路の必要長さ  運動場全面に天然芝での緑地化を想定しており、トラック及び直走路を必要としない形を想定しています。</p> <p>⑤ホームルーム教室の内、知的障害部門と肢体不自由部門の教室数（小学部、中学部、高等部の別）  現在、想定しているのは以下のとおりです。  （小学部）教室数22のうち、知的障害：14 肢体不自由：8  （中学部）教室数18のうち、知的障害：14 肢体不自由：4  （高等部）教室数19のうち、知的障害：13 肢体不自由：6  ただし、今後の活用も想定すると1階の教室はすべて肢体不自由を想定した教室で構いません。</p> <p>⑥知的障害部門と肢体不自由部門の各学部について、1学年当たりの学級数  特別支援学校は入学される児童生徒の障害の状況に応じてクラスを設定するため、1学年という定義がありません。学級数については、学部（小中高）の全体で考えると1クラス=1教室のため、⑤と同様の考え方としてください。</p>
---	---	--

9	<p>【新設特別支援学校の整備について、開発事前審査書類】 敷地利用ゾーニング及び各階ブロックプランが示されています。また、開発の事前審査書類では、建築物のプラン、外構配置が設定されたうえで造成設計が先行しているものと思われます。この敷地内の建物・外構の配置を変更して技術提案や設計案を作成することは可能な状況でしょうか。 変更可能な内容、変更ができない内容があればご教示ください。</p>	<p>敷地内の建物・外構の配置変更について以下の通り回答します。 【変更ができない内容】 ①敷地内の建築物の延床面積は土地利用計画平面図（開発事前審査書類(抜粋)）に記載の数値を上限とします。なお、資料中に記載の建築面積は延床面積と読み替え願います。 ②雨水排水計画平面図（開発事前審査書類(抜粋)）に記載の側溝の位置の変更 ③運動場の位置 ④敷地内1階の延床面積は7,700㎡程度を上限とする ※②～④については埋蔵文化財調査に影響するため 【変更可能な内容】 ①敷地内1階の延床面積が増えない範囲でのレイアウトの変更 ②側溝位置および駐車場・バス出入口を除く外構配置の変更</p>
10	<p>【新設特別支援学校の整備について】 各室の具体的なイメージが記載されています。これは既存校の教職員からのヒアリングを経て決定したものでしょうか。これを変更して技術提案や設計案を作成することは可能でしょうか。※変更とは、要求の機能や什器を確保した上で、間仕切り計画や部屋の形状を見直すことを指します。</p>	<p>各室のイメージ図は、学校のヒアリングは勿論、他府県の新設校などを基に本県教育委員会で決定したものです。変更について、部屋数や要求の機能などを維持したまま、変更の技術提案や設計案を作成することは可とします。</p>
11	<p>【新設特別支援学校の整備について】 肢体不自由は原則1階とあります。校舎全体として、1階に肢体不自由部門のホームルーム、2～3階に知的障害部門のホームルームを設置すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見の通り。</p>
12	<p>【新設特別支援学校の整備について】 特別教室は、知的障害と肢体不自由の両部門で共用と考えてよろしいでしょうか。どちらかの部門しか利用しない教室・諸室があればご教示ください。</p>	<p>特別教室は、知的障害と肢体不自由の両部門で共用です。</p>
13	<p>【新設特別支援学校の整備について】 駐車場やバスの出入口について、設置する道路と箇所数、幅員の記載があり、開発事前審査書類では位置の記載があります。これを変更しての技術提案や設計案の作成は可能でしょうか。</p>	<p>関係機関との協議・事前審査を終えていますので変更は原則不可とします。</p>

14	造成設計が先行し、開発協議も進んでいるものと思われます。後追いで開始される建築設計として、建物位置、各階プラン、外構配置の決定が必要な時期をご教示ください。	基本設計の期限である令和9年3月24日とします。
15	【開発事前審査書類】 配置平面図に緑色で緑地が示されていますが、当該範囲で緑地率20%が確保されていると担当部局と確認されていると考えてよろしいでしょうか。	貴見の通り。
16	【(様式2)業務実施体制、協力事務所等の記載内容について】 業務実績として「主要業務」と「同種または類似業務」を記載する欄がありますが、「同種または類似業務」とは説明書(P4)に記載されている内容と同じものとして、予定している協力事務所に「同種または類似業務」が無い場合の表記方法をご教示ください。 また、主要業務や同種または類似実績の有無は評価の対象になりますでしょうか。	予定している協力事務所がある場合で、協力事務所に「同種または類似業務」が無い場合は、空欄、実績なし等の表現を記載してください。 直接的な評価はありませんが、実績がある場合には記載してください。
17	【(様式2)業務実施体制、協力事務所等の記載内容について】 「協力事務所等が複数ある場合は適宜記入欄を区切る」とありますが、表を分割して記載するという理解でよろしいでしょうか。 分割して記載することが難しい場合は表を新たに追加する形でもよろしいでしょうか。	表の分割に関しては貴見のとおり。 表の追加する形も可とします。
18	—以下余白—	
19		
20		